

平成22年度

南アルプス市障害者地域自立支援協議会報告書

平成23年3月

南アルプス市障害者地域自立支援協議会

はじめに

平成23年3月11日午後2時46分、日本は変わってしまいました。未だ経験したことのない大きな地震と押し寄せる大津波。衝撃と恐怖。自然の優しさの影に潜む厳しい一面。加えて人災ともいえる原発事故。豊かさを追い求めた人間への制裁と試練かも知れません。社会（地域）すべてが壊滅の危機に陥った時、その時どうするか。「命の保障」はどう守るのか。障がいをもつ人たちにとって常に気がかりで心配なことが現実になった震災。多くの課題を教えてくださいました。南アルプス市の自立支援協議会では設置当初から「防災」をキーワードに「障がいのある人とともに暮らす地域づくり」を構築するため、様々な取り組みを進めてきました。奇しくも大震災の前、大阪のNPO法人「ゆめ風基金」の八幡隆司氏を講師に迎え、阪神大震災の教訓から、災害時に障がいのある人たちを置き去りにしない地域づくりの重要性と、実践的対策のあり方を学びました。住民すべてが困難な状況の中で、障がいをもつ人たちには特別な支援が必要なのだという認識と理解を、どう共有していくか。地域の中でそれが当たり前のことだと、みんなの共感になるまでには、どうすれば良いのか。まさにここに地域自立支援協議会の存在意義があるのではないのでしょうか。この町で暮らし続けたいと願う人たちのために、みんなの問題として、町の資源や財源を上手く活用し、より良い方向と解決への道筋をつけていく。そのための協議の場が自立支援協議会です。今回日本のあり方を根幹から変えてしまった東日本大震災。痛ましい現実の中から私達は多くの教訓を学びとり、わが町のあるべき姿を見据えて方策を具体化する努力をしていきたいと痛感します。

平成20年度に設置された南アルプス市の自立支援協議会も、2年を経過し3年目を迎えます。障害者自立支援法の制度の中でも画期的といえるこのシステムを、決して形骸化させないこと。その思いで試行錯誤を続けながら少しずつ確実に歩んできました。このことは関係する方々の熱意と強い意志があったからこそと確信しています。この報告書にはその活動がまとめられています。「地域の中で自分らしく暮らし続けるために必要な支援のネットワークづくり」を共通目標に、これからも多くの人たちと連携し努力していきたいと思えます。どうぞ報告書をお読み頂いた皆さまにはそれぞれの形で自立支援協議会に関わっていただき、共によりよい地域づくりに向かい前に進んでいけることを願っています。

南アルプス市障害者地域自立支援協議会会長 栗原早苗

目次

I	障害者地域自立支援協議会の活動経過	2頁
II	障害者相談支援事業の活動経過	5頁
III	障害者地域自立支援協議会の具体的な取り組み	6頁
IV	次年度の展開にむけて	10頁

I 障害者地域自立支援協議会の活動経過

1 組織体制

南アルプス市の自立支援協議会は、平成20年度に設立され、平成21年度から実質的な協議が始まりました。3年目となった今年度も、引き続き「全体会」「定例会」「運営会議」「専門部会」という4つの構成要素からなる体制で運営されてきました。

- 「全体会」 各機関・団体の代表者等による意見集約と施策提言の場 (年1～2回)
- 「定例会」 地域の関係機関の実務者による課題協議や連絡調整の場 (年6回、奇数月)
- 「運営会議」 相談支援等のコアメンバーによる進捗管理や方向性確認の場 (年6回、偶数月)
- 「専門部会」 定例会で協議された課題等に対する具体的な取り組みの場 (随時開催)

2 協議会委員名簿

(1) 全体会委員

◎会長 ○副会長 ※運営会議メンバー

区分	氏名	所属等
市社会福祉協議会の職員	古屋美智子	社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会 地域福祉課長
圏域ネットワーク 会議の運営委員	田中 茂雄	社会福祉法人青い樹の会 ワークハウスみどりの家 施設長
	◎※栗原 早苗	社会福祉法人さかき会 みらいコンパニー 施設長
相談支援事業者	平井 隆憲	特定医療法人南山会 相談支援事業所きづな 管理者
	小田川康久	社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会 生活支援センターなしのみ
	今井 志朗	有限会社ライフサポートなごみ 代表取締役
民生・児童委員	安井日出夫	南アルプス市民生・児童委員連絡協議会 会長
医療・保健関係者	五味 敏成	山梨県福祉保健部中北保健福祉事務所峡北支所 次長
当事者	浅野 伸二	南アルプス市障害者福祉会 会長
	東條 芳彦	南アルプス市視覚障害者福祉会 会長
	坂本 洋	南アルプス市聴覚障害者協会 会長
	芦沢 茂夫	中北圏域南アルプス地域ネットワーク会議当事者部会 会長
当事者の代表及び 保護者又は家族	齊藤 綾子	NPO法人ほほえみの会 理事長
	◎※武井 泰仁	中巨摩心身障害児者父母の会 会長
	中込 久美	中北圏域南アルプス地域ネットワーク会議保護者部会 会長
市地域包括支援センターの職員	野中 優子	南アルプス市地域包括支援センター
市教育委員会の職員	森本 直美	南アルプス市教育委員会 教育部長
その他市長が認める者	清水 実	南アルプス市議会厚生常任委員会 委員長
	望月 和夫	山梨県立育精福祉センター 次長

(2) 定例会委員

◎会長 ○副会長 ※運営会議メンバー

区分	氏名	所属等
指定相談支援事業者	◎※野中 憲仁	特定医療法人南山会 相談支援事業所きづな
	※田中 正志	社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会 生活支援センターなしのみ
	北原 良倫	有限会社ライフサポートなごみ
	◎※石川小百合	社会福祉法人青い樹の会 相談支援事業所レーベン

	※鴨作 光昭	社会福祉法人さかき会 相談支援事業所ぽけっとはうす
指定障害福祉サービス事業者	藤原 啓	社会福祉法人深敬園 ともろうらんど
	水地 一城	社会福祉法人蒼溪会 ケール
医療・保健関係者	中村 佳栄	精神障害者地域移行支援特別対策事業地域体制整備コーディネーター
	和泉 和仁	特定医療法人南山会 峡西病院
教育・療育関係者	相川也寸志	山梨県立わかば支援学校
	秋山真貴美	障害児(者)地域療育等支援事業中北圏域南アルプス地域コーディネーター
就労支援関係者	坂本 誠	障害者就業・生活支援センター陽だまり
権利擁護関係者	金丸 敦子	南アルプス市社会福祉協議会地域福祉課
オブザーバー	※出口 幸英	山梨県相談支援体制整備事業中北圏域マネージャー
地域包括支援センターの職員	千野慎一郎	南アルプス市地域包括支援センター
行政関係機関の職員	小林 千江	南アルプス市保健福祉部健康増進課
	清水美佐子	南アルプス市保健福祉部子育て支援課
	佐野 秀仁	南アルプス市教育委員会南アルプス教育推進課

3 開催状況と内容

平成22年度は、全体会を2回、定例会を6回、運営会議を6回開催したほか、4つの専門部会が活動しました。

(1) 全体会

	日 程	内 容
第1回	5月11日	○委員委嘱状等交付、前年度報告書について ○相談支援事業の活動報告、相談支援充実・強化事業の報告
第2回	10月21日	○相談支援部会報告書、委託事業所追加の提言について

(2) 定例会

	日 程	内 容
第1回	5月21日	○全体会・専門部会の報告、地域の福祉課題について ○今年度予定について、情報提供（県自立支援協議会など）
第2回	7月23日	○相談支援事業所・専門部会の活動報告、地域の福祉課題について ○情報提供（フードバンク山梨、公共交通利用困難者調査研究など）
第3回	9月24日	○相談支援事業所・専門部会の活動報告、地域の福祉課題について ○情報提供（県との合同協議会、発達障害モデル事業など）
第4回	11月19日	○相談支援事業所・専門部会の活動報告、地域の福祉課題について ○情報提供（県自立支援協議会、自殺対策緊急強化事業など）
第5回	1月14日	○相談支援事業所・専門部会の活動報告、地域の福祉課題について ○分野別セミナー内容、情報提供（ワンストップ相談会など）
第6回	3月18日	○相談支援事業所・専門部会の活動報告、地域の福祉課題について ○相談支援充実・強化事業の報告、次年度に向けて

(3) 運営会議

	日 程	内 容
第1回	4月12日	○専門部会の報告、全体会日程、前年度報告書、今年度予定など
第2回	6月14日	○定例会・専門部会の報告
第3回	8月 9日	○定例会・専門部会の報告、相談支援体制の提言について

第4回	10月11日	○定例会・専門部会の報告、相談支援充実・強化事業について
第5回	12月13日	○定例会・専門部会の報告
第6回	2月14日	○定例会・専門部会の報告、次年度の定例会委員等について

(4) 専門部会

① 相談支援部会

	日 程	内 容
第1回	4月26日	○南アルプス市の相談支援体制の現状確認
第2回	6月14日	○相談支援体制強化の方向性について
第3回	7月15日	○相談支援体制強化の方策（委託事業所の追加）について
第4回	8月17日	○提言のための報告書作成の必要性、報告書の構成について
第5回	9月 7日	○報告書の内容（関連資料の趣旨など）について
第6回	9月14日	○報告書の内容（関連資料、本文）について
第7回	9月24日	○報告書の内容（全体）の最終確認
第8回	11月 2日	○相談支援充実・強化事業（セミナーの構成、役割分担）について
第9回	12月13日	○分野別セミナー（民生・児童委員）について
第10回	1月14日	○分野別セミナー（事業所）及びシンポジウムについて

② 当事者・保護者ネットワークしかけ部会

第1回	6月18日	○部会の目的・趣旨について、防災について
第2回	7月16日	○ネットワークづくりの方策について、防災について
第3回	8月20日	○災害時要援護者支援マニュアル活用ガイドの内容について
第4回	9月 6日	○災害時要援護者支援マニュアル活用ガイドの内容について
第5回	9月24日	○後半の取り組み、市内のグループ等の活動状況について
第6回	10月 8日	○ネットワークづくりに向けた座談会の展開について
第7回	11月 1日	○座談会日程、内容と進行方法、役割分担について
第8回	11月22日	○初回の座談会の状況を踏まえた進行方法の再確認
第9回	1月14日	○座談会実施状況の中間報告
第10回	3月 2日	○座談会の記録から見える地域課題整理の作業分担について

③ 移動支援部会

第1回	10月19日	○部会の目的・趣旨について、移動支援の現状について
第2回	11月 1日	○一時養護サービス（レスパイト）事業の廃止等について
第3回	11月19日	○県自立支援協議会資料による移動支援勉強会
第4回	11月22日	○送迎サービスの見直しの方向性について
第5回	12月 2日	○送迎サービスの見直しの方向性について
第6回	1月11日	○移動支援事業、重度身体障害者移動支援事業について
第7回	2月 7日	○移動支援部会報告書について
第8回	2月18日	○移動支援部会報告書について

④ パンフレット作成部会（※前年度の部会の最終回を年度当初に開催）

	日 程	内 容
第4回	4月16日	○原稿の最終確認と部会終了後の展開について

II 障害者相談支援事業の活動経過

1 相談支援事業についての考え方

国は、平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、「(仮称)障がい者総合福祉法」を中心とした新たな制度の導入を目指して制度改革の議論を進めています。平成22年12月には、自立支援法の一部改正をはじめとする新制度への“つなぎ法案”が国会で成立し、現行制度の部分的な改変が平成24年4月までに順次行われる見通しです。この中では、相談支援の充実も大きな柱の一つとなっており、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹型相談支援センター」の設置や、自立支援協議会の設置が法定化されるなど、障害者相談支援事業の法的な位置づけが強化されます。また、個別給付における従来の指定相談支援（サービス利用計画作成費）を、「計画相談支援」（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）と「地域相談支援」（地域移行支援及び地域定着支援）に区分して対象を拡大する一方、計画相談支援事業を行う特定相談支援事業者の指定は市町村長が行うものとされ、市町村の責務も増大することが明記されています。

このように、相談支援をとりまく状況は刻々と変化していますが、地域に暮らす障害のある人たち一人ひとりの多様な生活課題に対して、必要な支援のコーディネートを行うべき相談支援の基本的な役割と、そこに関わる者に求められる基本姿勢は、大きく変わるものではありません。南アルプス市の障害者相談支援事業の特徴として、常勤かつ専従の相談支援専門員の配置を民間委託している点があります。これには、行政や特定の法人の利害に偏ることなく、常に「本人中心の支援」を行うことができるよう、相談支援事業所の中立・公平な立場を明確にするねらいがあります。そうした原点を常に意識しながら、今後予想される様々な制度の改変や、厳しい財政状況にあえぐ市の行財政改革といった大きな流れの中でも、支援を必要とする障害のある人たちを置き去りにしない相談支援体制の根幹を、さらに強固なものとして築いていく必要があります。

2 今年度の活動とその特徴

(1) 実施体制について

平成22年度は、前年度に引き続き、市役所福祉課直営の相談（精神保健福祉士1名）と、相談支援事業所きづな（特定医療法人南山会）と相談支援事業所ぽけっとはうす（社会福祉法人さかき会）との2箇所の委託事業所による体制で実施してきました。また、委託先以外の指定相談支援事業所とも個別の事例や自立支援協議会等の取り組みを通じて密接に連携してきており、官民一体となったチームとしての連帯感が深まってきています。

(2) 活動状況について

委託事業所2箇所という体制が2年目を迎え、その存在が各方面に認知されるとともに、専門部会で作成されたパンフレットの配布等により「困ったことがあればまず相談を！」という周知が図られ、相談件数や対応するケース数は増加しています。また、後述する専門部会をはじめ地域づくりの具体的な取り組みにも主体的に参画してきました。とりわけ、相談支援部会を通じて、相談支援に対する関係者の基本認識を深く議論したことは、大きな意味をもつ取り組みといえます。同時に、既存の2箇所以外のさらなる委託事業所の追加や、医療・保健とのネットワーク構築をはじめとする身体障害者に対する相談支援の強化、基幹型相談支援センター設置の是非、サービス利用計画作成を担う指定相談支援との個別ケースにおける役割分担のあり方など、いくつかの検討課題も顕在化してきています。

Ⅲ 障害者地域自立支援協議会の具体的な取り組み

1 地域の福祉課題抽出の取り組み

地域の福祉課題抽出は、自立支援協議会の役割の中でも大きなものです。地域にある様々なニーズを集め、フォーマルな制度の開発・改善、インフォーマルなしくみの創出につなげていくことが、地方主権の時代における“地域の実情に応じた”福祉サービスの構築には欠かせない取り組みとなります。定例会では、委員から挙げられた内容に対して「課題の本質はどこか?」「地域の課題といえるのか?」「課題に対して何ができそうか?」といった点を議論してきました。

この取り組みは、定例会の主要な協議内容として定着してきており、今年度も次のような課題を抽出してきました。一方で、専門部会の活動報告や各機関からの情報提供など、情報共有の側面も充実してきたため、定例会自体のボリュームの増大が運営上の課題となりました。そこで、年度途中から、各機関の情報提供等は原則として資料配布のみとするなど定例会の進め方を見直し、地域の福祉課題の協議により多くの時間を費やすよう心がけてきました。

テーマ	現状の認識・課題・今後必要な対応
災害時要援護者対策について	H18年3月に策定された「市災害時要援護者支援マニュアル」。カード提出による「手上げ方式」でありながら、周知不足等から要援護者登録がほとんど進んでいない。その存在を当事者や保護者へ周知するとともに、「災害時に必要な支援とは?」「日頃の地域の暮らしで不安なことは?」といった生の声を集め、地域づくりに活かさないか?
保健との連携について	医療的なニーズを伴う相談ケースが増えている。在宅生活を支えるうえで、福祉・保健・医療の連携は必須。相談支援専門員と市保健師とが円滑に連携したいが、市保健師の役割が福祉関係者に見えづらい（その逆も言える）。互いの役割を理解できるような機会が持てないか?
ターミナルケアを必要とする方への支援	在宅障害者のターミナルケアのノウハウが不足。家族支援や福祉サービスを組み合わせても、入退院の際に病院と地域の連携がうまくいかないと、本人が孤立感を生じたりしてしまう。不安感解消を図るフォローアップの体制も不十分。医療・保健分野との関係構築や、高齢者支援のノウハウ等も踏まえた福祉関係者の研修機会等が必要。
送迎サービスについて	市の「一時養護サービス事業」（福祉有償運送で行う旧レスパイト事業の送迎部門）の助成制度について、精神障害と発達障害が対象外、他市町に比べ利用者負担が高い、名称が実体に合わない、事業者の採算や市の財源の制約から対象拡大が難しい等の課題がある。利用者にはわかりやすく、事業者も行政も実現可能な形へ見直しが必要。
移動サービスに関する情報提供・情報発信	移動サービスが様々あるが複雑でわかりにくい。サービス内容や利用方法、利用料金、サービス提供事業所の一覧などがわかりやすく整理されたものがないため、説明をする側も受ける側も内容がよくわからない。
グループホームの事業展開	新規のグループホーム開設を計画したが、設置基準が厳しく財政負担から断念しなければならなかった。
入院中の障害福祉サービスの体験利用	精神科の長期入院者にとって、退院後の生活や本人の状態の具体的なイメージが持てないことは、退院阻害要因の一つとなる。長い入院生活で、地域生活をイメージできない人、自信のない人に対して、居宅介護等の障害福祉サービスを組み合わせることで退院後の生活を試行できるとよいが、現状では入院中のサービス利用は認められていない。
判断能力が低下した人の治療の同意や判断	成年後見制度の課題として「治療同意」があるが、地域の福祉課題としては取り組むには大きな問題である。成年後見制度の学習会などを通じて、障害者の権利擁護を学習する必要もある。

テーマ	現状の認識・課題・今後必要な対応
退院後の住まいについて	精神科病院を退院後、病院の近隣に住む人は多い。背景には、退院阻害要因としての本人のホスピタリズム（長期入院によって生じる生活能力の障害等）や家族の退院拒否、退院後の通院手段等の課題がある。しかし退院後、通院は便利でも通所先や買い物等への移動が困難となる場合や、地域にとっては拠点的な病院の所在市町村に退院者が偏るといった新たな課題が生じる。
退院時の保証人	精神科の社会的入院者には、病状や生活能力の面では退院可能でも、アパート等の契約時に保証人がいないという理由で退院できない人も少なくない。
地域移行における関係機関の連携のあり方について	「サービスの期間が切れる」「病院が退院日を決めた」「アパートを見つけた」等の理由で、突発的に期日ありきで施設等を退所となる人がある。本人の意思や能力の評価、移行後の支援者との連絡調整が不十分なまま、半強制的に地域生活が始まる例も見られる。懸命に地域移行を進める施設側と、その後の生活支援を担う地域側とが円滑に連携でき“丸投げ”的な退所・退院を防げるような、相互の意見交換の場が必要。
精神障害者の関わりについて	三障害一元化のサービス体系により、従来身体・知的中心の事業所でも精神障害者の受け入れが広がり、特に居宅系（ヘルパー）の利用が増加。「多様な特性に応じた支援方法を学べる機会がなく、ヘルパーが関わり方に戸惑う。」「本人より周囲の意向で利用に至る場合、本人が必要としていないため関係構築や支援が難しい。」「依存的な人などは何から何までヘルパーに頼んでしまうが、予め枠組みを作るといった支援開始時の体制が十分に取れていない。」等の課題に直面し、現場は困惑している。
事業所合同説明会の開催	支援学校の生徒数が増加する中、限られた実習回数では進路選択に必要な情報が十分に提供できていない。個別に見学等している生徒・保護者もいるが、この地域の福祉サービス事業所が集まって合同説明会のようなものがないか。
親元に戻れない支援学校卒業生の支援	高等部卒業後、入所児童の大半は親元に戻れないが、地域移行には困難が多い。年金申請できる20歳までの間、一般就労しない限り、家賃・食費等の実費負担があるグループホーム利用は困難。家庭での生育歴等も様々なだけに一般就労も困難。軽度者なら就労移行支援と補足給付のある施設入所という選択肢しかない。実費負担の軽減や、期間を限定して生活保護の対象とするといった解決策がないか。

2 専門部会による取り組み

専門部会は、定例会で挙げられた地域の福祉課題等を踏まえて、個別に具体的な取り組みが必要な事項について、別途、必要な関係者が集まって協議や作業を行う場です。「協議された課題がその先どうなるのか？」という問いに対する答え（自立支援協議会の“成果”）を、できるところから見出していくための場です。活動が漫然としたものにならないよう、南アルプス市の自立支援協議会では、専門部会のスタイルとして、①目的やゴールの明確化（テーマに特化した協議を行う）、②目標達成したら一旦解散（形骸化を防止、Scrap & Build）、③具体的な取り組みと連動（成果の共有・発信を意識）、④重点課題の掘り下げ（定例会の課題抽出との連動）、⑤その都度の柔軟なメンバー構成（当事者・保護者も第一線に！）という5つを意識して展開しています。

今年度は、前年度のパンフレット作成部会に続く形で、複数の専門部会が活動しました。

（1）相談支援部会

相談支援部会は、市内の相談支援事業所を中心に、年度当初から活動しました。相談支援事業のあり方は、自立支援協議会の存在と表裏一体の重要な事項であり、市内でより良い相談支援を展開するための基礎的な議論の場として、その都度必要なテーマを取り上げながら、継続的に取り組むこととなりました。今年度の大きな活動としては、市の相談支援体制の現状と課題を整理し、早急に対応すべき事項として、委託事業所の1箇所追加を提言する報告書を作成しました。相談支援が

本人中心主義で展開される必要性や、それを担保するために望まれる市の相談支援体制をまとめたものとなりました。報告書は10月の全体会に諮られた後、市への提言として次年度の予算確保に向けた後押しとなりました。

(2) 当事者・保護者ネットワークしかけ部会

自立支援協議会への当事者・保護者の参画は、南アルプス市に限らず全国的な課題ともいわれます。定例会で行う地域課題の抽出は、あくまで関係者から見た課題に過ぎず、日々の暮らしの中でよりリアルな課題に向き合う当事者・保護者の生の声を活かせるような仕組みが必要です。6月から始まった「しかけ部会」は、そうした声を幅広く公平に集められるよう、市内の当事者・保護者のネットワークづくりを目的としています。従来その役割を担ってきた圏域ネットワーク会議との関係も整理しつつ、部会自体を固定的な当事者・保護者の意見を聞く場とするのではなく、ネットワークづくりの「しかけ」を考え行動する場として位置づけました。

今年度は、市内の障害者団体やグループを訪問し、あるいは市の広報等で募集して「座談会」の開催に取り組みました。座談会は、前半と後半で「災害時、あなたはどうする?」「あなたが思う“暮らしづらさ”教えてください。」の各テーマでフリートークを行う形式で、当事者や保護者、相談支援、社協、行政などの部会メンバーが、司会進行や記録を分担して行いました。10回の座談会に計80名近くの参加があり、一方的な陳情・要望でなく、地域でより良く暮らせるために「実際どう困っているか?」「自分たちにも何ができるか?」を語り合う場となり、参加者からは「1回だけでなく続けて開催してほしい」との声も聞かれました。部会ではその後、座談会の記録を整理し、生の声から見える地域の課題を、定例会などに発信していくこととしています。

また、座談会に向けて前半の部会では「市災害時要援護者支援マニュアル」の活用ガイドを作成しました。マニュアル策定後、要援護者の登録が伸びていない現状を踏まえ、その内容を座談会の場でも周知し、登録の呼びかけを行いました。活用ガイドはその後、市内の民生・児童委員にも配布されたほか、次年度には市から各地区の自主防災組織に個別の要援護者の避難計画作成を依頼する予定となるなど、南アルプス市の災害時要援護者支援の取り組みが、一歩ずつですが前進するきっかけとなっています。

(3) 移動支援部会

移動支援の課題は、これまで定例会にも度々挙げられています。今年度は特に、市の「心身障害児(者)一時養護事業」(福祉有償運送による送迎サービスの利用料への助成)について、一部の障害種別が対象外である点や、いったん本人が全額負担した後で一部が市から返金される「償還払い」の仕組みが、利用者にわかりづらく使いづらいなどの課題について、移動支援部会として取り組みました。部会では、サービス提供事業所や当事者・保護者、相談支援などのメンバーにより、次の3つの改正点をまとめ、市に対応を求めました。

- ① 現行制度を廃止し、送迎サービスは、移動支援事業に「車両移送型」として組み込むこと。
- ② 従来の償還払いをやめ、利用者は公費負担分を除いた金額のみ支払う形とすること。
- ③ 対象者を拡大し、新たに65歳以上の障害者と、精神障害・発達障害の人を加えること。

これを受けて、市では要綱等の改正が行われ、平成23年4月から新たな「移動支援事業」として実施されることになりました。部会では引き続き、市内で利用できる移動サービスをわかりやすくまとめたリーフレットを作成するため、次年度前半に作業することとなっています。



図1 相談支援部会報告書の内容(抜粋)



図2 支援マニュアル活用ガイドの内容(抜粋)

3 相談支援充実・強化事業

地域で暮らす障害のある人たちに必要な情報や支援が行き届くよう、相談支援の充実を図るもので、前年度に引き続き、障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業を活用し、市から相談支援事業所レーベンへの委託により実施されました。今年度は、「地域の早期発見・見守りネットワークの推進」「地域づくりシンポジウム2010の開催」に加え、しかけ部会の後方支援として「当事者・保護者の支えあいネットワークの推進」を加えた3つの柱が掲げられました。

(1) 地域の早期発見・見守りネットワークの推進

市内の民生・児童委員のほか、障害福祉サービス事業所等への分野別セミナーを実施しました。

12月に改選された新たな民生・児童委員向けには、市内5地区の研修会に相談支援事業所が出向いて、約1時間のセミナーを行いました。民生・児童委員活動に期待される「地域の見守り」の役割として、「見逃さず・目をそらさず・抱え込まず」を「地域の見守り3つのキーワード」として取り組んでもらえるよう、Q&A形式による参加型の内容や、事例の説明を通して、自ら相談に来られない人を何らかの相談につなげるうえで「あれ?」「何か変だな」と思える身近な目線の大切さを呼びかけ、相談支援との連携のきっかけづくりを行いました。



図3 民生・児童委員セミナーの内容(抜粋)

事業所向けのセミナーは、市内と周辺の通所事業所、居宅系事業所、入所施設といった種別ごとに開催しました。相談支援事業が目指す「本人中心の支援」と、個々にサービス提供する事業所との意見交換が活発に行われました。障害福祉に関わる者として、利用者本人の望む生活に対して、どの立場にいてもそれぞれ実現できる支援とは何か?を考える機会となりました。

(2) 地域づくりシンポジウム2010の開催

2月5日、セミナー参加者や広く一般市民を対象に「障害のある人とともに暮らす地域づくりシンポジウム2010」を開催しました。しかけ部会が取り上げ、今年度の南アルプス市の自立支援協議会のキーワードの一つとなった「防災」をテーマに、阪神大震災以来の障害者市民防災に取り組む大阪のNPO法人「ゆめ風基金」の八幡隆司氏を講師に迎え、災害時に障害のある人たちを置き去りにしない地域づくりを学ぶとともに、県特別アドバイザーの竹端寛氏の進行によるパネルディスカッションでは、当事者・保護者、民生委員・社協、相談支援・行政の各分野から、南アルプス市における取り組みの報告がありました。災害時の助け合いは、そのまま日頃の地域の支え合いに通じるテーマであり、関係各方面の関心は高く、民生・児童委員のほか自主防災組織など184名の来場者があり盛況のうちに終了しました。



図4 地域づくりシンポジウム2010

4 その他の取り組み

(1) モデル市町村支援体制サポート強化事業

発達障害者支援に関する県事業で、乳幼児期・学齢期・成人期と続く「ライフステージを通じた一貫した支援体制」を担うべき市町村の体制の底上げを図るものです。今年度は中北と峡南の2圏域で実施され、中北圏域のモデル地域となった南アルプス市では、県から相談支援事業所レーベンに委託され、地域の福祉・保健・教育・医療等の関係者30名余りによる「支援関係機関連絡調整会議」が4回、7月には220名を超す現場の支援者を集めて「スキルアップ研修会」が1回開催

されました。次年度も引き続き実施され、3年間の県事業終了後は、自立支援協議会の取り組みに位置づけて継続していくことも考えられます。

(2) 地域自殺対策緊急強化事業

国の臨時交付金による県基金からの助成事業で、全国で自殺者が毎年3万人を超える非常事態を解消すべく、自殺予防に対する理解促進や、地域の見守り・早期発見、相談体制の充実を図るものです。自殺の背景となる要因の中には、障害に伴う生活のしづらさも関係することがあります。地域や周囲の人たちが、様々な場面で「気づき」「つなぎ」の意識が持てるような取り組みが求められています。市では今年度、弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士・保健師等による「ワンストップ相談会」を2回、心の健康に関する講演会を1回開催しました。ここで浮かび上がった課題等は自立支援協議会にも報告・共有されることとなっています。

(3) 山梨県障害者自立支援協議会との合同協議会

今年度の県との合同協議会は、次年度に策定される第3期障害福祉計画に向けた情報提供等に絞った内容となりました。8月12日に行われた県全体の合同協議会では、県協議会より、第3期計画に向けたデータの整理として「地域診断」の考え方等が示されました。12月にも圏域ごとに県協議会からの説明会が行われました。3月の中北圏域合同協議会では、より具体的な作業にも踏み込む予定でしたが、震災の影響で開催が見送られ、次年度に持ち越されました。

(4) 精神障害者地域移行支援特別対策事業

精神障害者の地域移行を着実に推進するための県事業で、退院や地域生活を支援する「地域移行推進員（自立支援員）」と、必要な体制整備を促進する「地域体制整備コーディネーター」を各地域に配置し、関係機関による「自立促進支援協議会」（全体会3回のほか研修会・連絡会等）が行われています。南アルプス市を含む峡北・峡中圏域では今年度、主な課題として「住まいの確保」「いつでも体験宿泊できる体制作り」「公的保証人制度の確立」「精神医療・福祉・保健従事者への研修」「地域自立支援協議会の充実」などが挙げられ、情報提供の形で自立支援協議会の場でも共有されてきました。

(5) 峡西病院による「地域医療会議」

「地域の中にある病院」を目指して今年度から始まった峡西病院による取り組みで、精神障害のある人たちの地域における安心な暮らしを支えるため、地域医療への関わりの現状と課題を共有し、課題解決を探ることを目的としています。院内の研修等のほか、市と保健所（峡北、峡南）、相談支援事業所（南アルプス市、峡南）といった地域の関係機関との合同会議が3回開催されました。医師から相談支援専門員まで多岐にわたる医療・福祉関係者が課題共有を図っており、自立支援協議会にも持ち帰って共有されています。次年度も4回の合同会議が予定されています。

IV 次年度の展開にむけて

1 障害者地域自立支援協議会の実施体制

平成23年度も引き続き、全体会と定例会、運営会議を定期的に開催し、必要に応じて専門部会を設置するという基本的な体制を継続します。

全体会については、協議の集約と施策提言という機能は継続しますが、その性格上、障害者施策推進協議会等との区別が難しい面もあり、そのあり方について検討が必要です。

定例会については、専門部会の充実に伴い、一部の委員の負担が大きい点が課題であるため、体制を見直し、次年度当初より新たな委員を加えます。地域課題の抽出は道半ばであり、相談支援以外のサービス提供事業所等でも、個別支援の中で常に「地域に必要な社会資源が本当に充足しているか？」という意識が必要です。利用者の多様な生活ニーズに寄り添える「本人中心」の姿勢が不可欠であり、定例会でもなお一層、そうした意識の共有を図ることが望まれます。

専門部会については、目的を明確にして設置し活動するという基本スタイルは維持しながら、メンバーに過度な負担とならないような配慮が必要です。既存の部会としては、相談支援部会は新たな検討課題に向けて、また当事者・保護者ネットワークしかけ部会も、座談会を通じたネットワークづくりと地域課題の収集機能の定着を目指して取り組みます。

2 障害者相談支援事業の展望と課題

今年度の自立支援協議会の提言を受け、市は相談支援の委託事業所を新たに1箇所追加することとなり、次年度当初にはプロポーザル方式で事業者選定が行われる見通しです。市の第2期障害福祉計画の計画数値である3箇所体制を1年遅れて達成することになり、部会において相談支援の役割や必要性の検証を行い、予算化を後押ししたプロセスは、今年度の大きな成果といえます。

一方、自立支援協議会の機能の一つである相談支援の検証については、なお十分とはいえず、個別の事例検討を通じて相談支援専門員のスキルアップを図る場や、委託事業所の活動内容等をさらにわかりやすく説明する手法など、確立すべき課題も残っています。法定化される「基幹型相談支援センター」を視野に入れた相談支援体制の検討も必要です。相談支援部会を通じた継続的な取り組みが求められます。

また、市においては次年度より福祉課の人員配置が変更され、高齢・障害・児童などの各分野を横断的に取り扱う「福祉総合相談体制」の試行が始まります。併せて将来的には、社会福祉協議会や民生委員との連携により、身近な支えあいの中からも地域の課題が浮かび上がるような仕組みや、インフォーマルな資源も併せた「地域包括ケアシステム」の構築が視野にあり、障害者の専門機関としての委託相談支援事業所との連携・協働のあり方も検討されるものと思われま

3 障害者地域自立支援協議会において取り組む重点課題

(1) 第3期障害福祉計画の策定に関すること

次年度は、平成24年度以降の第3期障害福祉計画の策定年度にあたり、市はその実質的な作業を、自立支援協議会を通じて進めることを想定しています。第2期障害福祉計画の期間中に顕在化した課題点をクリアし、地域に必要な福祉サービスの見込み量等を的確に見出していくことが求められます。県の自立支援協議会からの後方支援や、圏域の他市町との連携も意識しつつ、市が官民協働のプロセスで計画策定を行えるよう、自立支援協議会も大きな責務を担うこととなります。

(2) 権利擁護に関すること

虐待防止や成年後見制度の整備など、障害者の権利擁護の仕組みづくりは、高齢者や児童のそれと比べて遅れていると言われます。南アルプス市では、成年後見利用支援事業が制度化されていますが、その周知不足や後見人の担い手不足など運用上は課題があります。虐待に関しては、虐待されているケースが発見された際の保護の受け皿（シェルター）の確保といったハード面のほか、問題に気づき発見・介入等に至ることができるような相談支援等のネットワークの整備、虐待に限らず障害のある人への権利侵害に気づける“アンテナ”を増やしていくような地域の人たちへの啓発も欠かせません。